

様式第 5 号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 4 年次 5 月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 中学校 2 週間（90 時間）又は、高等学校 2 週間（90 時間）
③	実習校の確保の方法 本学の附属学校（附属中・高等学校、附属福山中・高等学校）において実施
④	実習内容 ◎中・高等学校教育実習Ⅱ（高等学校免許取得希望者を対象に、中学校又は高等学校での 2 週間の教育実習を行う） 生徒の学習及び生活の指導に関する基本的な知識・技術を修得する。実習校の担当教諭の授業及び他の実習生の授業の観察から、自らの授業実践のあり方を考える。学習指導案の作成、生徒の実態に即した指導法の工夫、生徒の個人差・個別指導への配慮、人間関係を配慮した学級運営等について実践的に実習する。 第 1 期 基本的実習 第 1 週（45 時間） ○生徒との出会い ・実習開始式 ○諸注意、諸連絡 ・実習日程の説明 ・勤務上の諸注意を含む留意事項の説明 ・学習指導上・生徒指導上の留意事項の説明 ○実習校の教員による指導講話 ○授業観察、教材研究 ○授業計画の立案、学習指導案の作成 第 2 期 発展的実習 第 2 週（45 時間） ○授業観察、教材研究 ○授業計画の立案、学習指導案の作成 ○授業の実施、授業研究 ○研究授業の実施と批評会 ○実習の総括と反省 ○生徒との別れ ・実習終了式（全校）
⑤	実習生に対する指導の方法 教育実習生の各組別に学習指導計画（日時、場所、学年組、題目、指導目標、指導経過と今後の計画、時間配当、本時の指導目標、本時の指導計画、指導上の留意点）を立て、授業の展開（導入、展開、板書計

画)を行う。

教育実習生は、この学習指導計画に基づき、実習指導教員の指導を受けて、実地指導、批評会、見学及び講話の受講を行い、実施後には、実習観察録を作成する。実習内容は「教育実習記録」に記録させ、実習指導教員が実習時間数を記録する。

また、教育実習期間中は教育実習校毎に教員を派遣し、各実習校の実習計画に基づき特別授業、評価授業等の実習生の教育実習の授業参観及び指導等を行う。

⑥ 実習の成績評価（評価の基準及び方法）

※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。

附属学校長は、実習終了後1ヶ月以内に実習生の実習内容と目的達成の程度を考慮の上、下記の評価基準と評価換算により成績一覧表に所要事項を記入し教育学部長へ提出するものとする。

○評価基準

「準備と教材研究」、「指導の能力と技術」、「観察と批評」、「生徒指導」、「勤務と参加」、「実習態度」の6項目毎に、10点満点で評価を行う。

○評価換算

観点別評価の総合点とする。

○総合点による成績表示

成 績	秀	優	良	可	不可
総合点	54点以上	53点～48点	47点～42点	41点～36点	35点以下

ただし、評価基準の6項目のうち、5点以下が1つ以上ある場合は不可とする。

2 事前及び事後の指導の内容等

① 時期及び時間数

3年次後期 30時間

② 内容（具体的な指導項目）

(1) オリエンテーション（当該年度実施責任者）2時間

(2) 講義 16時間

教育課程・特別活動、教育方法、教授・学習、学級経営、生徒指導、総合的学習論、教師の服務と安全・危機管理、まとめ

(3) 演習形式を含む教科別授業 12時間（受講生を各教科に分けて行う）

教科別授業分析・構成（各教科の教員） 6時間

教科別授業分析・構成（附属学校等の各教科の教員） 6時間

③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

（１）学生への指導

上記②の（１）のオリエンテーションにおいて、実習期間中（実習前後の期間を含む）に教育実習生が、性暴力やセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の被害を受けるなど、学校現場において不快なこと、ショックなこと、つらくなるようなこと等があった場合には、各学校の校長、副校長、教育実習担当教諭、あるいは大学の教育実習担当事務、指導教員、ハラスメント相談室等、相談しやすい部署のいずれかに、連絡・相談するように指導を行っている。

また、工学部では、学年別にハラスメント防止に関する指導を行っている。

（２）学内の相談体制

ハラスメント相談室に専任の相談員３名を置くとともに、附属学校等を含め各地区に複数の相談員（兼務）を置いている。

３ 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

・ 委員会等の名称

「広島大学教育学部教育実習連絡協議会」

・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

構成員は次の各号に掲げる委員で組織する（令和５年度は３２名）。

（１）教育学部教育実習委員会委員１９名

（２）教育実習に関係する学部が、それぞれの教員のうちから推薦する者１名

（３）附属学校園の校園長又は副校園長

・ 委員会等の運営方法

広島大学教育学部に、広島大学教育学部教育実習連絡協議会を置き、次に掲げる事項を審議する。委員長は、協議会を招集し、その議長となる。

委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

また、協議会は必要と認めた時は、委員以外の者も出席を求め、その意見を聞くことができる。

（１）附属学校及び教育実習協力機関・施設への協力依頼に関すること。

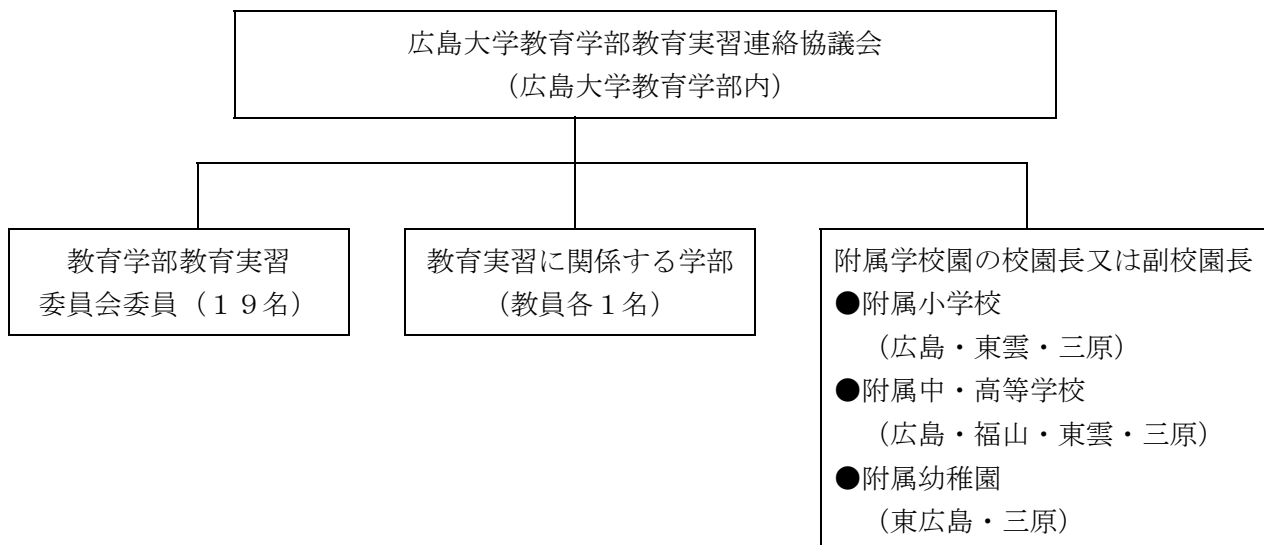
（２）教育実習計画、実施、連絡調整に関すること。

（３）教育実習中の学生指導に関すること。

（４）教育実習関係の予算に関すること。

（５）その他教育実習に関すること。

【委員会の組織図】



- ・ 委員会等の名称
「広島大学工学部教育実習実施委員会」

- ・ 委員会等の構成員 (役職・人数など)

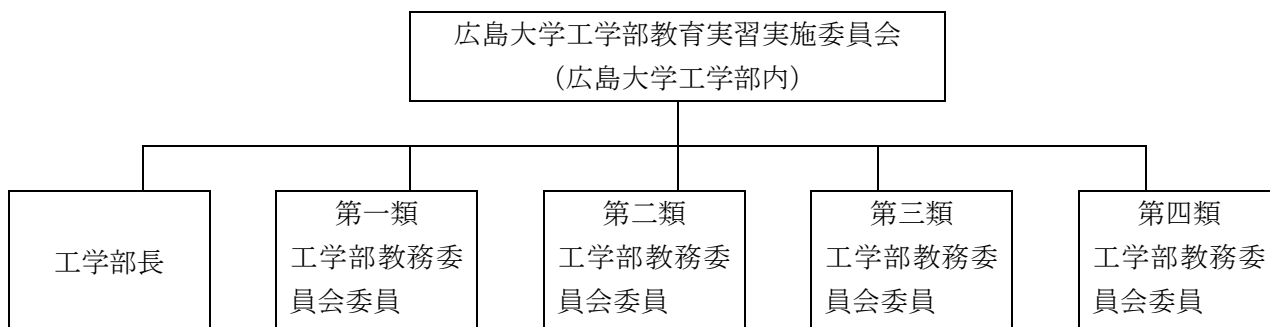
【構成員：12名】

工学部長

各類から選出された教務委員会委員 (第一類4名、第二類2名、第三類3名、第四類2名)

- ・ 委員会等の運営方法
広島大学工学部に、広島大学工学部教育実習実施委員会を置き、実習校との調整、実習生の学生指導等を行う。

【委員会の組織図】



- ②大学外の関係機関 (例：都道府県及び市区町村教育委員会など) との連絡調整等を行う委員会等
(※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。)

全て附属学校で教育実習を行うため、大学外の関係機関との連絡調整等を行う委員会は設けていない。

4 教育実習の受講資格

中・高等学校教育実習Ⅱを受講することができる者は、以下に掲げる科目を履修済であること。

①「教育実践に関する科目」

・教育実習指導C 1単位 3年次後期開設 必修科目

②「教科に関する専門的事項」

10単位以上

③「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）」

・自然システム（理科）教育法Ⅰ	2単位	2年次前期開設	必修科目	} 4単位
・自然システム（理科）教育法Ⅱ	2単位	2年次後期開設	必修科目	

④「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」

・教職入門	2単位	2年次前期開設	必修科目	} のうちから14 単位以上
・教育の思想と原理	2単位	2年次前期開設	必修科目	
・教育と社会・制度	2単位	2年次後期開設	必修科目	
・児童・青年期発達論	2単位	3年次前期開設	必修科目	
・特別支援教育	1単位	3年次前期開設	必修科目	
・教育課程論	2単位	3年次前期開設	必修科目	
・総合的な学習の時間の指導法	1単位	3年次後期開設	必修科目	
・教育方法・技術論及び情報活用教育論	2単位	2年次後期開設	必修科目	
・生徒・進路指導論	2単位	2年次後期開設	必修科目	
・特別活動指導法	2単位	2年次後期開設	必修科目	

5 実習校

教育 実習	体験 活動	学級数の合計	中学校18学級、高等学校30学級
○		学校名	広島大学附属中学校（広島市南区翠1-1-1） 学級数：9 生徒数：363人
		教員数	17人 （内訳）教諭16人、助教諭0人、講師0人、養護教諭1人、養護助教諭0人、栄養教諭0人
○		学校名	広島大学附属福山中学校（福山市春日町5-14-1） 学級数：9 生徒数：366人
		教員数	18人 （内訳）教諭17人、助教諭0人、講師0人、養護教諭1人、養護助教諭0人、栄養教諭0人
○		学校名	広島大学附属高等学校（広島市南区翠1-1-1） 学級数：15 生徒数：603人
		教員数	41人 （内訳）教諭40人、助教諭0人、講師0人、養護教諭1人、養護助教諭0人、栄養教諭0人
○		学校名	広島大学附属福山高等学校（福山市春日町5-14-1） 学級数：15 生徒数：603人
		教員数	39人 （内訳）教諭38人、助教諭0人、講師0人、養護教諭1人、養護助教諭0人、栄養教諭0人

教育実習受入承諾書

令和6年 1月12日

広島大学教育学部長 殿

広島大学附属中学校長
石 田



教育職員免許法第5条第1項の規定に基づく免許状の授与の所要資格を得るため、貴学工学部の学生が本校において教育実習をすることについて承諾します。

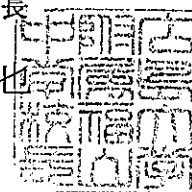
教育実習受入承諾書

令和6年 1月 5日

広島大学教育学部長 殿

広島大学附属福山中学校長

清水 欽也



教育職員免許法第5条第1項の規定に基づく免許状の授与の所要資格を得るため、貴学工学部の学生が本校において教育実習をすることについて承諾します。

教育実習受入承諾書

令和6年 1月12日

広島大学教育学部長 殿

広島大学附属高等学校長

石 田

号



教育職員免許法第5条第1項の規定に基づく免許状の授与の所要資格を得るため、貴工学
学部が本校において教育実習をすることについて承諾します。

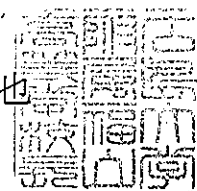
教育実習受入承諾書

令和6年 1月 5日

広島大学教育学部長 殿

広島大学附属福山高等学校長

清水 欽也



教育職員免許法第5条第1項の規定に基づく免許状の授与の所要資格を得るため、貴工学部の学生が本校において教育実習をすることについて承諾します。